

中間貯蔵施設に係る経緯

参考資料4

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方を策定・公表。

※ 主な内容

- ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 福島県内の土壤・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

| | | |
|-------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成25年 | 4月～ | 地元の理解を得て、 <u>現地調査開始</u> 。 |
| | 12月 | 福島県及び大熊・双葉・楓葉町に <u>中間貯蔵施設の受入を要請</u> 。 (同時にエコテッククリーンセンターの活用を富岡町・楓葉町に要請) |
| 平成26年 | 3月 | 県の申入れを受けて、大熊・双葉町の <u>2町に集約</u> 。 |
| | 5～6月 | <u>住民説明会開催</u> 。(全16回(福島県内10回、県外6回)) |
| | 7～8月 | 住民説明会の意見等を踏まえた <u>国の考え方の全体像を提示</u> 。 |
| | 9月 | 福島県知事より <u>中間貯蔵施設の建設受入れの容認</u> 、大熊・双葉町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨国に伝達。 |
| | 9月末～10月 | 地権者説明会開催(全12回(福島県内9回、県外3回)) |
| | 10月～12月 | 県外最終処分の法制化等に対応する「日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)」の改正案を10月に閣議決定し、11月成立。12月施行。 |
| | 11月～12月 | 11月、輸送基本計画のとりまとめ。12月、関係機関からなる輸送連絡調整会議において、輸送実施計画案を提示。 |
| 12月～平成27年1月 | 1月 | <u>大熊・双葉町が中間貯蔵施設の建設を受入</u> 。 <u>中間貯蔵施設への搬入開始見通しについて公表</u> 。「順調に進めば、2月早々にも保管場の整備工事に着手し、福島県からの5項目の確認事項が確認された場合には、東日本大震災から5年目を迎えるまでには、パイロット輸送による土壤等の搬入が開始できるよう全力で取り組む」旨を大臣が公表。 1月 <u>1月26日に輸送連絡調整会議を行い、これを踏まえ、1月28日に輸送実施計画をとりまとめ公表</u> 。 ¹ |

中間貯蔵施設の整備等のために必要な法律の改正について (日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の概要)

- 福島の除染や復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設の整備・運営管理等は、国が責任をもつて行う。
- 国が強い指揮監督権限を有する特殊会社(国100%出資)であり、かつ、ノウハウの蓄積された専門組織である日本環境安全事業株式会社を活用できるよう、必要な規定の整備を行う。

会社の名称、法律の題名

1. 会社の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更する。
2. 法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更する。

国の責務

1. 国は、中間貯蔵施設を整備し、その安全を確保する。
2. 国は、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずる。
3. 国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。等

事業の範囲

会社は、国、県、県内の市町村その他の者の委託を受けて中間貯蔵に係る事業等を行う。

※ 引き続き、PCB廃棄物処理事業等も行う。

株式の政府保有、政府出資、課税の特例

1. 会社の発行済株式の総数保有と規定(現行法上は、過半数保有と規定。現時点では総数保有。)
2. 政府の追加出資
3. 追加出資に伴う資本金の増加の登記に係る登録免許税の非課税措置

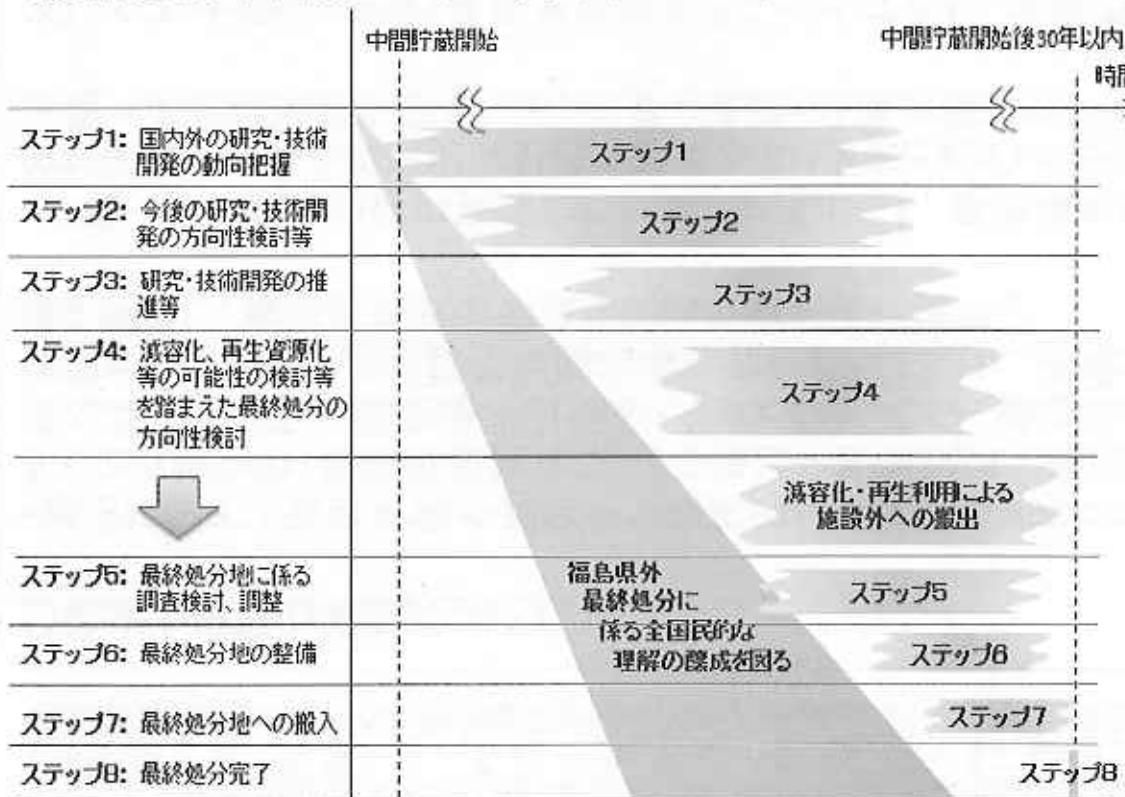
※ その他、区分経理の導入等所要の規定の整備を行う。

※ この法律は、公布の日から起算して2月以内の政令で定める日(2014年12月24日)から施行(一部を除く。)。 2

中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分について

- ・福島県外での最終処分については、8つのステップを踏みつつ進めていく。
- ・その中では、放射能の物理的減衰を踏まえつつ、幅広く情報収集しながら、まず
①研究・技術開発
②減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討
にしっかりと取り組む。
- ・並行して、情報発信等を通じて県外最終処分に係る全国民的な理解の醸成に努める。

最終処分に向けた8つのステップについて



(参考)日本環境安全事業株式会社法の
一部改正法附帯決議(抄)

一 (略)…中間貯蔵開始後三十年以内
に福島県外での最終処分完了を
確実に実行することが政府に課
せられた法的責務であることを
十分に踏まえつつ、環境省を中
心に政府は(略)…必要な措置
の具体的な内容と各ステップの開
始時期を明記した工程表を作成
するとともに、その取組の進捗状
況について毎年、国会に報告す
ること。

除去土壤等の輸送及び安全協定に係る取組状況について

○除去土壤等の輸送について

- ・輸送に関する安全対策や安全かつ効率的な輸送のあり方について検討することを目的とした有識者からなる検討会(環境省設置)における検討を基礎として、県内市町村や関係機関の意見を踏まえ、平成26年11月14日に輸送基本計画をとりまとめた。この、輸送基本計画を元に、県内市町村や関係行政機関からなる輸送連絡調整会議の場を活用することとし、平成26年12月19日に第2回輸送連絡調整会議を開催し、輸送実施計画の案を関係市町村等に提示。
- ・今後、パイロット輸送の実施にむけて、輸送ルート、事故時の対応、運転手等の教育・研修等の具体的な事項を定める輸送実施計画を速やかにとりまとめていく予定。また、輸送車両による一般交通や沿道への影響抑制を図るため、必要な道路・交通対策について、道路管理者や警察等と協議中。

※パイロット輸送：今後1年程度実施することとしており、大量の除去土壤等を輸送する本格輸送に向け、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認していくため、各市町村からそれぞれ1,000立方メートル程度の除去土壤等を搬出することとしている。

○国と福島県及び大熊町・双葉町との安全協定の締結について

- ・国と福島県及び大熊町・双葉町との間で、中間貯蔵施設に係る安全協定を締結する予定。
- ・安全協定には、施設の監視への住民の参加、問題が生じた場合に施設への搬入を停止する措置などを規定することを検討。
- ・具体的な内容については、県・両町と十分に相談の上、今後速やかに取りまとめる。